（滅失した土地等がある場合の処理）

第三十五条　海没等により滅失した土地について、所有者が滅失があつたものとして調査することを承認した場合には、その滅失の時期及び事由を調査して調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票にその時期及び事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

2　誤つて登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認した場合には、その不存在の事由を調査して当該土地の地籍調査票にその事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

3・4　（略）

（地番の変更を必要とし又は適当とする場合の処理）

第三十六条　登記されている土地について、地番区域の変更に伴い地番の変更を必要とする場合又は地番が次の各号の一に掲げる場合に該当するためこれを変更することが適当であると認める場合には、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

一～三　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に、この省令による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、この省令による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。

（滅失した土地等がある場合の処理）

第三十五条　海没等により滅失した土地について、所有者が滅失があつたものとして調査することを承認した場合には、その滅失の時期及び事由を調査して調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票にその時期及び事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

2　誤つて登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認した場合には、その不存在の事由を調査して当該土地の地籍調査票にその事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

3・4　（略）

（地番の変更を必要とし又は適当とする場合の処理）

第三十六条　登記されている土地について、地番区域の変更に伴い地番の変更を必要とする場合又は地番が次の各号の一に掲げる場合に該当するためこれを変更することが適当であると認める場合には、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

一～三　（略）

2　（略）

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十五条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

防衛大臣　河野　太郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（自衛官の営舎内居住義務） **第五十一条**　陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（次条の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の指定する集団的居住場所（以下「営舎」という。）に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。 （陸上自衛官及び海上自衛官の船舶内居住義務） **第五十二条**　船舶（防衛大臣の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた陸上自衛官及び海上自衛官は、防衛大臣の指定する船舶内に居住しなければならない。 ［削る。］ （幹部自衛官等の営舎外居住） **第五十三条**　幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前条の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎外に居住するものとする。	（陸上自衛官及び航空自衛官の営舎内居住義務） **第五十一条**　陸曹長又は空曹長以下の自衛官は、防衛大臣の指定する集団的居住場所（以下「営舎」という。）に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。 （海上自衛官の船舶内及び営舎内居住義務） **第五十二条**　船舶（防衛大臣の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた海上自衛官は、防衛大臣の指定する船舶内に居住しなければならない。 2　前項以外の海上自衛官で海曹長以下の者は、営舎内に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。 （幹部自衛官等の営舎外居住） **第五十三条**　幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎外に居住するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。